

遠野市こども本の森遠野の行政視察受入れに関する要綱を次のように定める。

遠野市長 本田 敏 秋

遠野市こども本の森遠野の行政視察受入れに関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、こども本の森遠野（以下「本の森」という。）の行政視察（以下「視察」という。）の受入れに関し必要な事項を定めるものとする。

(視察の申込み)

第2条 本の森の視察を希望する者（以下「視察者」という。）は、こども本の森遠野行政視察申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(視察の受入れ)

第3条 市長は、前条に規定する申込みがあったときは、受入れの可否についてこども本の森遠野行政視察決定通知書（様式第2号。第6条第1項において「決定通知書」という。）により視察者に通知する。

(視察の受入れ日時及び対応する時間)

第4条 視察の受入れ日時は本の森の開館日の午前10時から午後5時までとし、本の森を所管する課等（次条第2項において「所管課」という。）が視察に対応する時間は当該受入れ日時のうち連続する2時間を上限とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(視察に係る経費の徴収)

第5条 視察に係る資料代、施設使用料相当額その他の実費（以下「視察費」という。）として徴収する事項及びその金額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 視察費として、視察者1人当たり2,000円を徴収するものとする。ただし、講師の派遣費用その他の視察費以外の経費が発生する場合は、当該経費について別に実費の徴収をするものとする。

(2) 視察に対応する時間が前条に規定する時間数を超える場合は、1時間を超えるごとに、前号に規定する金額に1,000円を加算した額を徴収するものとする。

2 視察費に係る事務は、所管課が処理する。

(視察費の徴収の方法)

第6条 視察費は、決定通知書の交付の際に納入通知書又は請求書を発行し、徴収する。

2 前項の規定により徴収した視察費は、返還しない。

(視察費の徴収の免除)

第7条 視察者が次のいずれかに該当するときは、視察費を徴収しない。

(1) 遠野市内に住所を有する者

(2) 岩手県内に住所を有する者又は岩手県内の事業所に勤務する者

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に通学する者

(4) その他市長が特に必要があると認める者

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年7月25日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

こども本の森遠野行政視察申込書

年 月 日

遠野市長 様

申込者 住所（所在地）
団体名
氏名（代表者名）
電話

次のとおり視察の申込みをします。

団 体 名	
視察予定人数	人
視察希望日時	年 月 日（ 曜日） 時 分 ～ 時 分
視 察 の 目 的	
備 考 (その他連絡事項)	

様式第2号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

遠野市長



こども本の森遠野行政視察決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった視察について、下記の内容の受入れを（可・否）とすることに決定したので、遠野市こども本の森遠野の行政視察受入れに関する要綱第3条の規定により通知します。

記

- 1 視察の受入れ日時
年 月 日（ 曜日） 時 分 ～ 時 分
- 2 視察費 円
- 3 理由（受入れができない場合）